

一九九二年五月

平城宮発掘調査出土木簡概報(三)

——長屋王家木簡 三——

付 平城宮発掘調査出土木簡概報(三)(三)訂正

奈良国立文化財研究所







大正十一年 秋 野田 村 野田 村 野田 村

野田 村 (大正十一年) 秋 野田 村 野田 村 野田 村

野田 村 (大正十一年) 秋 野田 村 野田 村 野田 村

野田 村 (大正十一年) 秋 野田 村 野田 村 野田 村

野田 村 (大正十一年) 秋 野田 村 野田 村 野田 村

秋

野田 村 (大正十一年) 秋 野田 村 野田 村 野田 村

野田 村 (大正十一年) 秋 野田 村 野田 村 野田 村









竹片一，刻有文字，部分模糊。

竹片二，刻有文字，部分模糊。

竹片三，刻有文字，部分模糊。

竹片四，刻有文字，部分模糊。

竹片五，刻有文字，部分模糊。

竹片六，刻有文字，部分模糊。

竹片七，刻有文字，部分模糊。

竹片八，刻有文字，部分模糊。

竹片九，刻有文字，部分模糊。

この概報には、さきに公刊した『平城宮発掘調査出土木簡概報』（二  
十四）（一九九一年五月）にひきつづいて、平城京跡から出土した木簡  
の一部を収録する。

一九八六年九月に開始したデパート建設に先立つ発掘調査は、八九年  
九月に終了した。平城京左京三条二坊の一・二・七・八坪及び二条二坊  
五坪を対象にした三万㎡をこえる調査において、「長屋王家木簡」「二  
条大路木簡」と称しているものを中心に大量の木簡が出土し、現在も整  
理が続いている。その成果の一部は『平城宮発掘調査出土木簡概報』  
（二十）～（二十四）に掲載したが、本号は（二十一）～（二十三）に続き「長屋  
王家木簡」を収録する。

### 一、木簡出土の地点と状況

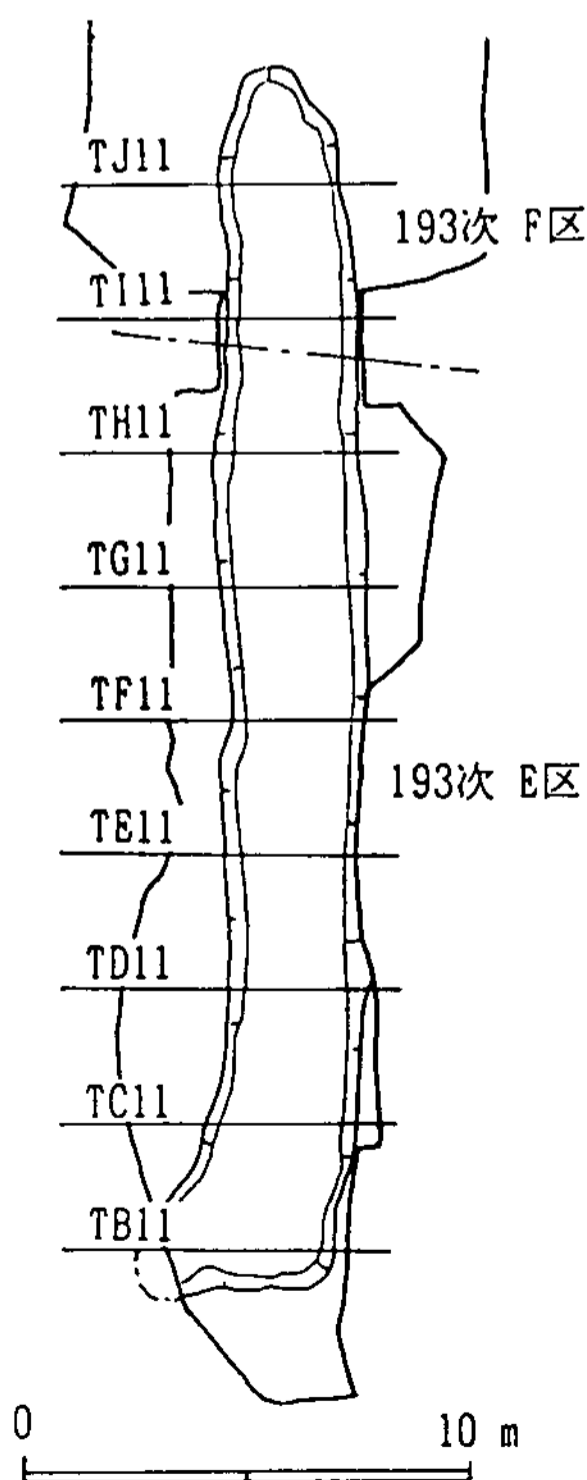
本号において報告する「長屋王家木簡」が出土した遺構SD四七五〇  
の概要については、『平城宮発掘調査出土木簡概報』（二十一）～（二十三）  
に詳しいので、ここでは省略する。

SD四七五〇は、幅約三～四m、全長二七・三mの南北に長い溝  
状の土坑で、南からTB一一、TC一一、TD一一、TE一一、TF一  
一、TG一一、TH一一、TI一一、TJ一一の九つの小地区に分かれ  
る。現在南端のTB一一出土のものから整理・解読を進めており、今後  
は整理・解読の終了した地区から順次報告することとし、本号ではこの  
うちTB一一、TC一一、TD一一、TE一一、TF一一の五地区出土  
の木簡について公表することとした。

なお、SD四七五〇出土の木簡点数についてはこれまで概数で約四万  
点としてきたが、整理作業が一段落し、より正確な数値が判明した。地  
区別の点数は次の通り（各欄一〇点未満切り捨て）。今後の検討によっ  
て、これらの点数は若干増減するものと思われるが、大幅な変動はない。

	木簡	削屑	計
TJ11	250	530	780
TI11	240	750	990
TH11	480	2470	2950
TG11	580	1760	2340
TF11	870	3740	4610
TE11	760	4370	5130
TD11	700	2960	3660
TC11	1420	8510	9930
TB11	890	3640	4530
TZ	130	930	1060
計	6320	29660	35980

SD4750地区別木簡点数



木簡の釈読にあたっては、「長屋王家木簡検討会」（堀池春峰、岩本次郎、鬼頭清明、東野治之、綾村宏、館野和己、橋本義則、寺崎保広、森公章、渡邊晃宏）の成果を取り入れた。

## 二、凡 例

(一) 木簡は内容分類によって、文書、付札、その他の順に配列するのを原則とした。

(二) 釈文の漢字はおおむね現行常用字体に改めたが、「實」「證」「龍」「廣」「盡」「應」「藝」「臺」等については正字体を使用した。

(三) 釈文に加えた符号はつぎの通りである。

・ 木簡の表裏に文字のある場合、その区別を示す。

○ 木簡の上端もしくは下端に孔が穿たれていることを示す。

□□□ 欠損文字のうち字数の確認できるもの。

□□□□ 欠損文字のうち字数が推定できるもの。

□□□□□ 欠損文字のうち字数が数えられないもの。

□□□□□□□ 記載内容からみて上または下に一字以上の文字を推定した  
もの。

■ ■ ■ ■ ■ 抹消により判読困難なもの。

々々々々 抹消した文字の字画のあきらかな場合に限り原字の左傍に  
付した。

「 「 異筆、追筆。

「 「 合点。

「 「 校訂に関する注のうち、本文に置き換わるべき文字を含む  
もの。

( ) 右以外の校訂注および説明注。

[x] 文字の上に重書して原字を訂正している場合、訂正箇所  
の左傍に・を付し原字を上のを要領で右傍に示した。

カ 編者が加えた注で疑問の残るもの。

マ、 文字に疑問はないが意味の通じ難いもの。

(四) 釈文下の上段のアラビア数字は、木簡の長さ・幅・厚さを示す  
(単位はミリメートル)。欠損・二次的整形の場合、現存部分の法量を  
括弧つきで示した。なお長さ・幅は木簡の字の方向による。

(五) 釈文下の中段に現在の遺存の形態を示す型式番号を記した。型  
式番号は次の通りで、四桁の数字を用いているが、本概報では時代を示  
す千の位を省き、下三桁の数字で表わした。なお端とは、木簡を木目方  
向においた時の上下両端をいう。

6011型式 長方形の材のもの。

6015型式 長方形の材の側面に穴を穿ったもの。

6019型式 一端が方頭で、他端は折損・腐蝕などによって原形の失わ  
れたもの。原形は6011・6032・6051型式のいずれかと推定さ  
れる。

6021型式 小型矩形のもの。

6022型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

6031型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいれたもの。方頭・  
圭頭など種々の作り方がある。

6032型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれたもの。

6033型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいれ、他端を尖らせたもの。

6039型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6031・6032・6033型式のいずれかと推定される。

6051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。

6059型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによって原形の失われたもの。原形は6033・6051型式のいずれかと推定される。

6061型式 用途の明瞭な木製品に墨書のあるもの。

6065型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの。

6081型式 折損・割截・腐蝕その他によって原形の判明しないもの。

6091型式 削屑。

(六) 積文下の下段に出土地点を示す小地区名(アルファベット・数字)を記した。『は地区不明を示す。複数の地区から出土した破片が接続したものは地区名を併記した。

(七) 積文の出土地点の下に付した「\*」印は、口絵図版に写真を掲げた木簡を示す。例えば、「\*」は「図版 四」に対応する。

三、 帙 文

右二人今日急召

(79)・(22)・1 081 TC11

・大命宣 大書吏□□  
□□人隨

・大命□符 田辺黒万□  
□□田司

・別古堅薦二枚進上 家扶 從廣足  
和銅五年七月十五日 335・35・2 011 TF11, TD11 \*2

・□□  
(277)・39・4 019 TB11

・○符 廣足  
□□端□部□□附急進上  
〔五〕〔千君カ〕  
〔黒万呂カ〕

・○召 小依女 賀乎理売  
附秦豊万呂 七月廿日 大書□  
家扶

附許知□□

(130)・24・3 019 TC11

・○別移御服布急進上  
□□大神□志  
155・31・4 011 TF11

・請解 敢大嶋 急薬用 醬一合 又味滓

・符 山辺大人 □  
十一月十日 (135)・24・1 019 TC11

・右二物請□□大夫 信者宇太末呂  
〔欲カ〕  
268・20・3 011 TF11 \*1

・符 少書吏布廿四端下  
十四端者上 遺勾鎰二  
葺鎰二

・家令等解  
事 資人□□□□  
〔少初位カ〕  
(103)・(7)・3 081 TE11

・附葛野連千稻 家從廣足  
折櫃負筒速進上 十六日 家扶稻栗  
○ 243・32・3 011 TC11

・符 田辺黒□

・〔都祁進上酒カ〕  
□□□□ 仕丁□万呂□□万呂  
□□□□者至十一月五日不來□状解  
〔故カ〕  
250・(18)・3 081 TC11

・皆進上 附春日川原□  
苦二枚進上□ (104)・(24)・7 081 TB11

大炊寮移 (83)・(9)・4 081 TD11

・○移 奈良務所 進皇子大物干□□<sup>〔鱈カ〕</sup>

・○右二種物備進出 □□ 五月七日少書吏 家令 家扶 (345)・30・2 019 TC11

・□□我大自山□□浄水裏進出物賀止思侍平□  
・□□古平□□□□□□<sup>〔本カ〕</sup> 197・(16)・2 011 TD11

・移 務所 清味□  
・又□之中在者削去□□<sup>〔婢カ〕</sup> (122)・(22)・2 081 TC11

□□日之乃内必々□□上進送到<sup>〔進カ〕</sup> (195)・(16)・4 081 TD11

十二月廿九日下鏡二牒 □□女旦臣一牒 春日女旦臣一牒<sup>〔神カ〕</sup> □□□□<sup>〔王〕</sup>  
(削り残し) 482・32・5 011 TF11

・□□備王子大許進塩一□□<sup>〔斗〕</sup> 受山村古 宿嶋  
・□□升 受越万呂 □□ 大許進片盤三□□<sup>〔椽カ〕</sup> 備少□□ (157)・(13)・5 081 TB11

〔御カ〕

・□□殿前謹牒

・日一村□□<sup>〔欲カ〕</sup> (145)・23・5 019 TC11

・廣 □□ 右二人起当月八日□□ (181)・30・2 081 TB11

謹頓首□□ (81)・31・1 019 TC11

〔勅旨カ〕

・○□□□□ (95)・(25)・3 011 TC11

・○右七十口急 (95)・(25)・3 011 TC11

・進画部 □□□□人 ○  
・和銅八年三月□□日正七位下行佑黄文連□□○ 211・33・3 011 TB11

〔令カ〕

真□大夫前申 豊□□ (165)・(14)・1 081 TD11

・□□等之所在志良布弥弓在御杯廿□付奴 (238)・(15)・3 081 TC11

〔時カ〕  
□□辰一点未一点戌一点吉□酉向吉  
〔昆登嶋カ〕  
倭□□□

・□□辰一点未一点戌一点吉□酉向吉  
□□月十三日己丑火□  
〔収カ〕  
274・28・4 011 TD11

・□前賤公民田辺百足  
夫物□者  
得□□

□  
〔  
(196)・30・2 019 TC11

・片岡進上菁七斛七斗束三尺束駄四匹  
○

・持人木部百嶋  
十月十一日真人  
倭万呂  
○  
247・28・2 011 TC11 \*1

・片岡進菁三斛二斗  
束五尺束  
駄二匹  
○

・丁木部百嶋  
十月廿四日真人  
倭万呂  
○  
136・18・2 011 TB11 \*4

□  
□六斛四斗束八尺束  
○

〔十月廿日カ〕  
□□□□  
古人□□  
○  
(176)・(13)・2 081 TC11

・片岡進上菁廿四□□  
(151)・(17)・2 081 TE11

○城上進□  
(179)・21・5 019 TC11

・木上司進採交四斗□□  
○  
十二月十日忍海安麻呂  
○  
187・(19)・2 081 FF11

・木上進 焼米二瓮  
阿支比 右三種 稻末呂  
八月八日忍海安万呂  
○  
310・39・2 011 FB11

・矢口司  
□□  
(54)・29・2 019 TB11

○高安御田□  
〔司カ〕  
(54)・14・2 019 TE11

・山背菌司進上  
菁□束 □□一斗  
茄子一斗二升  
右三種持人  
□□□□三日 国足  
(348)・(23)・5 081 TB11

・山背御菌司進上  
大根一束  
知佐四把

・古自二把  
奴否万呂十月廿六日  
(132)・31・3 019 TE11

〔解カ〕  
□□□進上春米三斛五斗持人  
○  
□□靈龜元年九月□九日□□  
○  
〔万呂カ〕  
〔国足カ〕  
(202)・26・5 019 TD11

・〇進上炭□□籠十月十日  
〔十二カ〕

・〇鴨伊布加

(184)・26・2 019 TD11

・進御飯米三斗 石女 十月九日忍海安麻呂  
・〔廣嶋〕

〇 214・23・3 011 TE11

・進上葛濃郡 米□二石  
〔十カ〕 十月十五日□□

〇

・自西店進米五石  
□□ 八月廿日

(100)・(22)・2 081 TC11

・和銅□年十月□九日 辰時  
〔七カ〕

〇

215・(18)・8 081 TC11

・店食米三斗七升半 十一月十七日稻虫  
□ □

194・(11)・2 081 TC11

進竹百六十根十二月廿四日 忍海□

(161)・30・4 081 TF11

□□内親王 六  
□□人進□□

・□処米九斗受□嶋  
〔真カ〕

・十二月八日新田部形見

145・23・3 011 TF11

・□四月二日□□進□□二升□  
□□石川夫人御所塩 八□□女□□  
〔塩カ〕

(213)・38・5 019 TE11

・進上御飯米三斗 把女

〇

・九月十一日秦廣嶋 甥万呂

187・24・2 011 TE11

・坂田郡春米 〔上入里十八石 下入里□□里□□五合  
□□里四石五斗 □□里二升五合  
□□里二石六斗五升

進御飯米三斗 曾女 五月十五日忍海安末呂

〇 180・27・2 011 TB11

・右五十□□ 〔石カ〕 □□重入下  
□□重入下

426・45・5 011 TE11, TF11

進御飯米二斗 □都女 五月廿六日忍海安末呂

〇 178・(12)・3 081 TF11

・進牛二頭□□ 〔付カ〕  
□□

(80)・(10)・1 081 TC11



- ・ 〇 御所進五升  
帳内司一升半
- ・ 〇 内進米□升半 (66)・33・1 019 TF11
- ・ 内進米三斗□□ (100)・(13)・3 081 TB11
- 御所進米二升 受白手 卅日古末呂 183・26・3 011 TF11 \*1
- ・ 〇 御所進米半 受梟□
- ・ 〇 大行米一升 受即 十二月十三日稻虫 〇〇 154・30・2 011 TC11 \*2
- ・ 〇 二月廿三日石嶋 (139)・19・2 019 TF11
- ・ 自内飯二升 受若□□ [女カ]
- ・ 十一月九日 大父 〇 155・16・3 011 TD11
- ・ 〇 御所進米二升 150・27・3 011 TC11
- ・ 大御飯米三升受越□ [女カ]
- ・ 〇 八月五日甥万呂
- ・ 廿七日 石嶋 書吏 (149)・18・5 019 TE11 \*2
- 進御所米一升受□□勝万呂□□ [女奴カ]
- ・ 四月三日 石角 □□ (184)・(13)・3 081 TD11
- ・ 〇 大許進米一升半受
- ・ 〇 弟上 十月十日 麻呂 136・22・2 011 TC11
- ・ 御所進米二升受乎奈良女 〇
- ・ 内親王御所米一升受嶋女 〇 (182)・19・3 019 TC11 \*3
- ・ 六月廿八日□万呂 [甥カ] 〇 166・19・1 011 TE11
- 御所進米□升受狛刀自女 〇 181・23・1 011 TC11
- ・ 内進米一斗受狛刀自女 〇
- ・ 王等御粥米三升受小櫛女 十□ (155)・14・2 019 TE11
- ・ 七月十八日綱万呂 〇 160・28・3 011 TC11

・阿倍大刀自米半升□  
・四石三斗六升□□

(113)・(11)・3 081 TC11

〔受越仕丁カ〕  
□□□□  
○  
・西宮人給米九升  
・六〇〇二斗三十六百〇七三  
并五斗〇米

162.24.2 011 TB11

・石川大刀自進米一〇〔斗カ〕  
・進米九日進□□

(129)・(8)・2 081 TB11

〔田カ〕  
□□王子米一升受古波佐目  
□月十七日綱万呂

(132)・19.2 019 TC11

〔大カ〕  
・石川□刀自進米一升半  
・受□女□□□日□□家令  
〔正月廿カ〕

(129)・29.2 019 TD11

山形王子宮常□□○  
山形皇子宮□豎一人□□○  
正月四日□□連□□○

199.21.2 011 TD11

・石川夫人進□  
・年女 九□

(80)・26.1 019 TE11

・矢釣王米二升 受益女○  
・十月廿日老 ○

131.38.3 011 TE11

石川夫人進二升 十一月廿日廣嶋 ○

石川嬪

(43)・26.1 019 TB11

・矢釣王米二升 受宿奈女  
○十一月四日廣嶋

140.27.4 011 TF11

・西宮小子二人米一升 受即自

・十月九日 大末呂

121.39.3 011 TB11

〔釣カ〕〔当カ〕  
矢□王米二升受□女○  
十月二日末呂 ○

164.19.3 011 TD11

- ・ ○ 竹野王子 □ 医 □ 既母万呂
- ・ ○ □ □ 飯米二升 □ □ □ 九月七日 □ □
- 195・27・4 011 TF11
- ・ 坂合部皇子帳内飯二升 □ 万呂 □ □
- (164)・28・4 019 TF11
- ・ 太若翁進 □
- ・ 若翁公翁若翁
- (92)・(11)・3 081 TF11
- ・ 員方若翁進米一升 受美都 □ □ [久カ]
- 
- ・ 西宮少子二口米二升 □ □ □ 正月八日廣嶋
- 
- 182・(19)・4 011 FD11
- ・ ○ 員方王子米六升 □ □
- ・ ○ 薪直三升 受即 十二月十二日 □ □
- 139・22・5 033 FC11
- [日下カ]
- □ 若翁 □ □
- (104)・(8)・2 081 FE11
- ・ ○ 若翁少子一口飯二升 受小自
- ・ ○ 潤月十一日 [黒万呂]
- 140・20・3 011 FD11 \*2
- ・ 若翁少子 望万呂 二口飯四 □ □ [古カ]
- 
- 十一月三日 十
- (119)・21・1 019 FE11
- ・ ○ 若翁少子二口米二升 受望万呂
- ・ ○ 七月十六日 石角
- 221・23・4 011 TC11
- [申請カ]
- □ 若翁御瓜直米四升 受 □ 足 □ □ 廣嶋
- 
- 175・26・1 011 FE11
- [若翁犬][頭]
- □ □ □ 一升受小自
- ・ 九月十二日 石角
- (138)・18・3 019 TC11
- ・ 繩万呂小木二人米一升 ○
- ・ 八月七日 甥万呂 書吏 ○
- (152)・20・3 011 FC11
- 大宅一升 諸上一升 □
- (216)・(18)・2 081 TC11
- ・ 辛女米七合五勺 従米一升 受 □ □ [女カ]
- ・ 廿三日末呂
- (192)・(23)・6 081 FE11

・宮中侍□□人嶋足米 〇  
・一升 七月廿一日甥万呂 〇  
108・26・2 011 TC11

式部省人米一升  
(91)・15・2 019 TC11

・散位寮四口帳内二口□<sup>〔飯カ〕</sup>  
・受嶋万呂 十一日山万呂  
(149)・23・2 019 TD11

・政人二口米三升 受子万呂 〇  
・婢一口米半 四日 麻呂 〇  
書吏  
120・36・2 011 TB11

・政人三口米二升二合五勺 受忍人 〇  
・十一月十一日廣嶋 〇  
174・26・3 011 TF11

・政人二口三升脊縫二升受古万呂  
・〇 四月六日石角  
242・25・6 011 TF11

・政人二口米一升半 古万呂一升右三升半  
・氷大麻呂 川瀬麻呂二人米一升半 受古万呂  
〔 〕  
328・31・3 011 TF11

〔勇カ〕  
・〇 御所人給飯四升半 □万呂  
・〇 十月二日万呂  
145・20・3 011 TD11

・御所人□□二升轆轤師一口米 〇  
・二升 二月廿二日石嶋 〇  
164・13・3 011 TF11

・〇 飯六升 右御所人給 受黒末呂  
・〇 卅日 末呂  
191・20・1 011 TD11

・司人給米一升 石角 四月二日 〇  
書吏

・「廣嶋廣嶋等移□□」 〇  
272・29・2 011 TF11, TG11 \*3

・〇 帳内二口□□受人□□人  
・〇 十一月十一日「□□」(天地逆・重ね書き) 209・19・2 011 TF11  
・小子十三口米六升半 受金 八月九日□  
(163)・20・1 019 TB11

・小子十六口米八升 受尾張物 〇  
万呂

・廿一日 田万呂 〇  
書吏  
175・25・2 011 TB11

・〇 少年十五米七升半受□  
〔道カ〕

・〇 卅日 田万呂 書吏

155・20・3 011 TC11

・下番少年

・飯一斗二

(66)・(9)・1 081 TD11

下番少年

石麻呂  
□麻呂

(97)・(13)・2 081 TD11

〔作カ〕

・〇 馬□医米七合五勺受高椅 十四日万呂

224・19・3 011 TE11

・〇 馬司大伴鳥九日分米一斗三升

・〇 十一月廿二日廣嶋

217・22・2 019 TE11

・馬司帳内甲斐四口米四升

・受勝麻呂十月廿四日 石嶋 書吏

225・32・3 019 TC11

〔馬カ〕

・□寮 田辺 上野 乙□ 佐□ 受□ □□

・米八升半 □ □ 稻虫

295・25・4 011 TC11

・馬芻□拾斤

・十二月六日書吏

(156)・(9)・4 081 TD11

・犬四頭米二升受乙万呂九月十六日□  
〔日カ〕

・□末呂

〔道カ〕

(158)・14・4 019 TC11

・越犬二米一□□

・十六日老

(119)・27・1 019 TE11

・犬一口米半受虎二月廿五日石嶋

196・16・3 011 TE11 \*4

・犬二口米一升 受赤人

・廿四日万呂

155・24・3 011 TE11

□ □ 〔卅八文カ〕

牛一頭□□□

(92)・(8)・6 081 TB11

・鶴司少年□□□□  
〔六口カ〕

・廿八日

(168)・(11)・2 081 TF11

・春日宮造役人廿五人

□□□二升 石川大刀自□

(136)・21・3 019 TE11 \*3

・〇仕丁四口米八升 受即  
十一月廿六日廣嶋

〇 □□□ 留鞆鞆 (228)・20・3 019 TE11

・仕丁廝身麻呂飯一升半 受即□□ [自力]

〇 □日□□□□ 〇 354・27・4 011 TD11 [万呂力]

・〇主水仕丁廝米二升 受己

・〇「七月十」六日 大末呂 家令 172・(22)・2 011 TD11 \*3

・氷司秦国勝秦石床二人米一升 〇

・八月廿八日石角 〇 211・20・3 011 TC11

・〇津繩持米半升 受自

・〇 □万呂 161・14・3 011 TE11

・〇 □□使轆轤師二人米四升受□万呂 [古力]

・〇 九月廿三日大嶋 232・22・2 011 TC11

・□□升半 炭焼処四

・□□月廿□□ (170)・(7)・1 081 TB11

・〇縫殿米一升 受□奈万呂 [古力]

〇 九月十三日大嶋 (149)・25・3 019 TB11

・書法模人二口米二升受当

・真麻呂 廿一日 末呂 書吏 (177)・21・2 019 TB11

・書法所曾一口米二升帳内二口米□

・十二日受□末呂 (185)・21・3 019 TB11

・〇經師二口飯四升装黄一口飯一升半合□

・〇半 十二月二日□□ (169)・22・4 019 TF11

・秩師一口帳内三口雇人一口右五人米七升□ 〇

・受麻須良女 十一月廿四日□□ 〇 236・28・3 011 TC11

・秩師二人帳内一人雇人一米七升□ [受力]

・□万呂 十月十日大嶋 家令 (170)・23・2 081 TF11 [酒力]

・□升校帳内三人 〇

・□人米九升 受大床 [石嶋] 〇 (120)・27・2 059 TE11 十二月廿日

綿作帳内 六人米三升

115・(12)・5 081 TC11

・画師□人 □□□

・受大徳 □□綱□□

197・(12)・2 081 TC11

・楯取遣雇人□□米四升

受即

十二月廿六日稲虫 ○ 182・34・3 011 TC11 \*4

・医一口米七合五勺受□□

・九月廿一日石角 ○

217・20・4 011 TC11

・□張真編人二口米一斗

・□□ 八月廿九日石角

(171)・(24)・2 081 TC11

・医一口飯一升 受 □

・閏十一月四日道萬□

(151)・31・3 039 TE11

・土師女三口雇人一口米八升 受□ ○

・七月十六日三事 ○

207・25・2 011 TC11

○醫師米二升 十二月十九日稲虫

173・(18)・5 081 TC11

○大窪□米一升 受廣女 十一月十三日稲虫

248・31・3 011 TC11

〔医力〕 〔五力〕

・□三人散位寮□□

・飯一斗五升半

(98)・25・3 019 TD11

・春日旦臣米半升受宿奈女 ○

・□升 受宿奈女九月十四日綱万呂 ○ 261・15・3 011 TC11

障子作人三口米六升 受福末呂 正月廿一日 □万呂 書吏 ○

○女医一口米二升受□□ 〔韓女力〕

(152)・24・3 019 TF11

238・23・3 011 TC11, TD11

・尼四口朝干飯米二升受□

・九月廿九日道万呂

(150)・19・2 019 TC11

・第七餅重一斤五兩

・十八斤十一兩一

105・21・3 032 TD11

○薪運廩一口米一升 受酒主 十一月二日廣嶋 292.23.2 011 TE11 196.21.6 011 TF11

○草運人米一升 受鯨 十一月十九日廣嶋 156.18.1 011 TF11 \*2

薪直米三升 受即 十二月廿一日稻虫書吏 ○ 155.30.3 011 TB11

御□作所□ [鞍カ] (85)・(16)・1 081 TE11

○御鞍具作司 裏鞆□ (154)・(27)・3 019 TC11

○御鞍具人九口 (88)・31.2 019 TE11

○小逆七合五口 (91)・(15)・5 081 TC11

銅造手人一人雇□ 升受小逆 十一月 間進米二斗受 (103)・35.1 081 TF11

・菌作雇人一口帳内一口三升受 ○ 石足十日万呂 ○ (121)・13.1 019 TF11

○須保弓米□升受古□□○ [襦カ] 右□□ □□ (321)・(18)・3 081 TC11

○須保弓三人 沓縫二人 薦縫二人 □縫一人 [褥カ] ○十一月廿七日君万呂 188.15.3 011 TE11

○須保弓二升受阿□万呂 ○五月十三日廣嶋 ○ [万呂カ] (142)・17.2 059 TF11

○須保弓米□升受古□□○ ○ 五月十三日廣嶋 ○ 粃粟四斛 白春二斛二斗三升□ (219)・37.3 019 TD11, TF11

○麥粉米一升半受□刀自 廿五日万呂 (121)・13.1 019 TF11

○分粥米一斗二升 受古万呂 ○ 十月十四日 ○ (168)・(30)・2 081 TC11



衣粥米二升受□奈□ (144)・20・3 019 TF11

・麦粉米三升 受□□自

・廿二日□□万呂 176・26・4 011 TD11

・小麦粉米一升半 酒□女 〇

・三月十四日甥万呂 〇 189・16・4 011 TF11

○麦粉米三升 受宿奈女 十一月卅日□□

202・34・3 011 TF11

・〇手古米半 受即

・〇十一月九日廣嶋 (118)・16・3 019 TF11

・河内遣□

・十□ (56)・(25)・2 081 TC11

・□□右奴婢等給料 □□ 〇

・□□四日□□ [万呂カ] 〇 (216)・(26)・3 081 TD11

・二柱我刀自 当月三日付廣嶋  
・我二柱□

(197)・12・1 019 TF11

「甘カ」 「受カ」

・□□升受□□ 小逆一升 □□ 〇  
・□□受古末呂 白末呂一升 □□ 〇

・□□家 九月十九日 道末呂 〇 (115)・31・2 019 TC11

・□□稻卅束□ 日別□ 余二百六十三束 〇

・□□月□□□束 〇 (155)・(11)・4 081 TF11

□□二合鏡形三〇受□□  
□□二合由加一〇受六人部□□ 〇  
腕四□□□受六人部万呂

304・(48)・6 081 TB11

・洗盤一 □下十五 □

・□□ (272)・14・4 081 TB11

・洗盤一□ □別□  
・陶碓一□

・机卅八□ (194)・(24)・6 081 TE11

・〇由加□□ 大佐良廿六□□

・〇□□ (170)・(15)・6 081 TC11

・□□大匏十口匏瓜

・□□ (135)・27・1 081 TB11

・日出周防塩一籠  
〔斗入カ〕  
三〇〇〇  
六人〇

・人書吏  
廿三日〇〇  
(153)・(16)・4 081 TE11

□〔田カ〕 十二日高市大乳母〇塩四升忌部〇〇  
家令  
大豆春分塩一升受廣女 家令少田倭諸  
黒万呂

□女麻呂 麻呂  
家令 十七日搗海藻分八嶋 受宇治友足 家令  
(307)・51・4 081 TC11

・〇〇充染司

・人酒五合〇  
(120)・23・1 081 TC11

・司紙借用人

・官用七枚  
(65)・(31)・2 081 TC11

八日充酒司〇  
〔阿カ〕  
(83)・(26)・1 081 TC11

・王子大〇七十二合半  
〔物〕

□ 用布七十二常  
(299)・(16)・5 081 TD11

□ 〔塩カ〕  
逆万呂 甥末呂 御〇〇 二升  
徳女 〔食分カ〕

・大書吏  
卅日衛士火〇〇  
三日大許四升阿牟知女 大書吏  
(150)・(32)・5 019 TE11

〔々〕〔田カ〕  
処〇御〇〇

・八月十六日充奈〇  
十七日車庸充卅  
(95)・27・2 039 TE11

・用四百卅條 越中

・取荒嶋 八〇〇  
〔寸カ〕  
73・18・2 032 TD11

赤染豊嶋鑑七員卅尻  
(104)・16・3 019 TE11 \*4

・猪宍小一斤

□ 〔 〕  
(89)・(22)・2 019 TD11

・車一輪  
右京人〇田万呂領〇〇〇嶋一人  
〔文忌寸カ〕

□〇〇 六月十日神磯部弓張  
〔金カ〕  
(277)・50・2 019 TF11



小本、辛 (画指)	81・16・4 011 TB11	鴨田人 志貴黒万呂	93・22・3 011 TC11
弓張女 年八 細目女兒	(190)・19・3 019 TB11	・上巻給□ ・六十文	70・23・3 033 TF11
宇太末呂 年十□	(74)・(18)・3 081 TB11	〔戸牒〕 東□□鎔	74・19・3 032 TD11
少木 年十七。	95・23・2 011 TB11	・米倉鈎 ・米倉鈎	59・16・4 032 TD11
无位□□部真木 年卅三 近江国□□郡 □□	(600)・(15)・3 081 TB11	〔水力〕 ・垂□君孝万呂一石 ・三嶋	96・19・3 011 TD11
〔三〕无位秦智善 年廿三 河内国高安郡 上日 日二百六十七 八十六 并三百五十三	269・23・8 015 TF11	・秦連安万呂一石 ・三嶋	89・20・3 011 TD11 *5
子美奈女 年五十二		・坂本臣足嶋	
刀良女 年五十一	091 TB11	・三嶋	(64)・13・2 019 TD11 *5
○安麻呂	127・24・4 011 TB11		124・13・3 051 TD11
少子部弓手	93・30・3 032 TD11 *3	秦連多祁志一石	

葛木上郡□□米一石

119.16.2 032 TB11

印波郡

180.30.3 032 TB11

葛上郡

163.24.4 032 TF11

・犬上郡瓦里生部□麻呂  
〔石カ〕

120.15.5 033 TF11

葛木上郡□原里米一石  
〔柞〕

155.29.3 032 TC11

・米六斗

120.15.5 033 TF11

山辺郡進上糯米

(132)・(24)・6 019 TF11

・坂田里上人□

100.22.5 051 TB11

住吉郡□□□□  
〔大羅〕

127.20.2 051 TE11

蒲生郡

76.16.3 032 TE11

住吉郡贄□□□□

(132)・(24)・6 031 TF11

・美濃国煮塩年魚三斗

124.18.3 032 TC11

・靈龜□年十月廿二日  
〔二カ〕

・伊勢国桑名郡

・桑名里俵

112.21.6 031 TB11

・美濃国：□年魚二斗

(57+62)・18.2 032 TD11

・伊勢国朝明郡褥多里

□□

153.20.1 033 TD11

・靈龜□：□月廿□□  
〔十カ〕〔二日カ〕

・美濃国煮□

塔志加自米

76.11.4 011 TF11

・靈龜□

(69)・18.3 039 TC11

尾張国知多郡大御野里在京人

235.26.3 032 TE11

江祥里 戸主角鹿直綱手  
戸口海直宿奈□□調三斗  
〔万呂カ〕

209.31.5 033 TE11

丹生郡鴨里米一石	184・18・4 051 TF11	務理里凡海直龍末呂	(127)・16・7 081 TC11
・丹生郡中津山里生部安倍赤米一石	195・22・3 051 TF11 *5	周防国大嶋郡屋代里□□□□ 〔神力〕	(286)・27・2 033 TB11
和銅八年		□国大嶋郡屋代里漢人部身手御調塩三斗	(197)・29・2 059 TD11
・□郡中津山里生部□□ 〔安〕	(93)・22・2 081 TF11	山田郡贄阿遲四□	(96)・27・2 039 TC11
・□□ 〔年力〕		和銅八年九月阿夜郡	(102)・21・5 039 TE11
朝津里呉桃子一斗	123・16・4 051 TC11 *5	阿夜羽床里白米五□	(104)・21・3 039 TE11
丹生郡朝津里一石□ 米	194・26・5 033 TF11	羽床里阿遲四斗	(109)・20・5 019 TB11
丹波国味田郡曼椒油三斗	171・22・3 032 TF11	阿夜郡氏部里白米五斗	160・17・6 011 TC11
美含郡海藻贄卅斤 四連	158・25・3 031 TF11	志婆郡交易布	145・15・4 032 TF11
周防国大嶋郡務理里弓刊部得手御調塩三斗	266・32・5 032 TE11	□海里長寸仲臣部得□ 〔世力〕	(112)・29・3 039 TB11
・周防国大嶋郡務理里□ 〔御力〕		北宮	(31)・19・2 039 TE11
・調塩三斗	(160)・23・4 039 TE11		

<ul style="list-style-type: none"> <li>・長屋□子宮御□</li> <li>・多土□□伊□□</li> <li>〔郡〕〔西カ〕</li> </ul>	(102)・17・3 031 TD11	前薦 〇	125・25・2 011 TD11
<ul style="list-style-type: none"> <li>□長屋皇子宫交易□□斗</li> <li>〔塩三カ〕</li> </ul>	(154)・21・6 039 TE11	須々支	62・18・4 032 TE11
<ul style="list-style-type: none"> <li>〔屋カ〕</li> <li>□皇子宫御交易□員十□□</li> </ul>	(230)・(21)・5 081 TD11	阿除贄四寸九烈	123・20・3 031 TF11
大伴鳥	71・23・3 032 TC11	阿除魚	115・20・5 032 TD11 *5
・丁小君	78・21・3 032 TD11	蟹	104・22・6 031 TD11
・冊斤	63・23・3 022 TC11 *4	賣須	66・9・3 032 TD11
○店	55・21・2 011 TF11	蛤片貝五升	102・15・4 032 TF11
多比等	(147)・(15)・4 081 TD11	心太十斤	119・25・5 032 TF11 *5
土師器	76・26・2 011 TF11	生鰻	(76)・26・3 039 TC11
奈閉		滑海藻五十四斤	138・25・3 032 TB11
		加自米一斗三升	100・16・4 011 TE11

鮪四斗五升

97・24・5 032 TC11

・御命親内親王御

・親内親王天邇雅者所以通以所

(181)・16・6 019 TB11

螺頭打

(57)・18・2 039 TC11

・長屋親王宮□

□□

(130)・(5)・3 081 TB11

伊支須十五斤

160・14・4 011 TC11

・○長屋

韓奈須比二斗

127・25・4 051 TD11

・○長屋

(37)・40・4 011 TC11

韓奈須比二斗

127・26・5 011 TC11

解申年少少盤林郎□

(180)・(31)・2 019 TD11

葡萄子

(57)・22・4 019 TE11

・□□二枚 急進出 廿一

・「𠄎𠄎𠄎 𠄎𠄎𠄎 𠄎𠄎」

(163)・(17)・5 081 TD11

桃子三斗

200・15・4 032 TD11

受六十七把櫃 下

(150)・27・4 039 TD11

・符符符符□備備□

大倭国

宇治郡山背国

(130)・(47)・4 081 TB11, TC11

・封 「行 陀 可 隴 陀 杉 陀 可 天地陀陀隴隴隴□」

(256)・38・3 031 TC11 \*6

・封 「九九九 寺寺寺寺寺駐駐」

(256)・38・3 031 TC11 \*6

・封 案麻郡司進上 印

・□末主使 末主使 末主使足人人箭 足之 足前

・「足在水」 223・30・2 031 TC11 \*6

・□□耕□耕□耕□□耕私我我我「耕耕耕耕耕

□ 我 204・(20)・2 011 TB11



・蘇芳木蘇蘇□□□□

□□

257・(21)・5 081 TD11

「布カ」「卯カ」

□□寸主□□年病

・□布連廣嶋「秦連小君

「ㇿㇿㇿㇿㇿ王ㇿㇿㇿㇿㇿ」

王ㇿㇿㇿㇿㇿ」

(219)・37・2 019 TC11

内内

河内国河内国□

河内国内国内国

河河河内内

328・55・18 011 TB11

平城宮発掘調査出土木簡概報 (三十一)・(三十三) 訂正

長屋王家木簡については、これまで『木簡概報』を二冊刊行してきたが、その後新たに判明した点が多い。本来ならば全体を再検討のうえ正報告として訂正を行うべきであるが、それには暫く時間を要するであろうし、その間にも内容の検討を深める必要があるので、取りあえず現段階における訂正を掲げることとする。主な訂正点は新たに断片の接続が判明したものが多く、その他に保存処理を施したところ文字が鮮明になり判読できたもの、既刊概報の不備や同一木簡の重複掲載、などである。以下、概報毎に頁・上下段の別・そこでの木簡の順にしたがって、掲載した。訂正箇所については明記していないので、概報と比較されたい。なお\*印は本誌での凶版掲載を示す(凶版七・八)。

概報二十一

六頁上5

- ・ 雅楽寮移長屋王家令所 平群朝臣廣足 右人請因倭舞

- ・ 故移 十二月廿四日 少属白鳥史豊麻呂 少允船連豊 220.37.3 011 TB11

七頁下3

- ・ 〇移 奈良宮務処 宇太御□□仕丁廝二□□分□□ [菰奉カ]
- ・ 〇奉 都 故奉可給 即付長谷□麻□ 物部□嶋 (293)・35.5 019 TH11

七頁下4

- ・ 召 若麻統□麻呂 長屋皇宮侍 急□
- ・ 従七位下石城村主廣足 九月十九日付 (271)・29.4 019 TD11

七頁下5

- ・ 移 山背御園造雇人卅人食米八斗塩四升可給 輕部朝臣三狩充 奴布伎
- ・ 山背使婢飯女子米万呂食米一斗五升 和銅五年七月廿日大書吏 扶

427.38.4 011 TC11

九頁下3

- ・ 片岡進□菁七斛八斗束二尺束駄四匹
- ・ 持人□万呂 十三日 [倭万呂] 真人 256.29.2 011 TB11

一〇頁下1

- ・ 山背園司解 進上 「」 「」知佐五束 右四種持人
- ・ 大根四束 古自一束
- ・ 奴稻万呂 和銅五年十一月八日国足

350.38.3 011 TB11, TE11

一〇頁下2

・進上布々支八束 阿佐美四束

・六月二日 丁少子部安末呂 山背御園

327.30.4 011 TC11

一一頁上5

・西店交易進近志

・呂五百隻

164.37.3 032 TD11

一〇頁下4

・山背御田十町 可佃人功

・今園遣四百卅三

(168)・(9)・5 019 TD11

一二頁1

・都祁氷室二処深各一丈 廻各六丈 取置氷 一室三寸 令被草千束 一室各五百束 苜廿人 一人各五十束 功応給布三常 米四斗塩一升戸如須加 二具応造 二斤

・和銅五年二月一日火三田次

1250.105.5 011 TC11

一二頁2

六月廿九日始至閏月十二日五駄

廿二日

十六日氷一駄進多須万呂

・狛首多須麻呂 閏六月十五日氷一駄

廿四日進一駄

十七日氷一駄進狛多須万呂

進氷 十八日進氷一駄

右 廿四日氷駄給銭 文受狛多須万呂

廿日一駄氷進狛多須万呂

廿日進氷五駄 丁借馬連万呂

廿六日充給氷駄銭廿一文受多須万呂

七月二日一駄多須万呂

「氷置屋」十月十五日始 三束

三尺

五百卅束

三尺束

「」百五十

八月八日進氷一駄 八月四日進氷一駄 八月六日進氷一駄 八月八日進氷一駄 八月十日進氷一駄 八月十二日進氷一駄 八月十四日進氷一駄 八月十六日進氷一駄 八月十八日進氷一駄 八月廿一日進氷一駄 八月廿三日進氷一駄 八月廿五日進氷一駄 八月廿七日進氷一駄 八月廿九日進氷一駄 八月卅一日進氷一駄 八月廿三日進氷一駄 八月廿五日進氷一駄 八月廿七日進氷一駄 八月廿九日進氷一駄 八月卅一日進氷一駄 八月廿三日進氷一駄 八月廿五日進氷一駄 八月廿七日進氷一駄 八月廿九日進氷一駄 八月卅一日進氷一駄

七月八日進氷一駄 七月十日進氷一駄 七月十二日進氷一駄 七月十四日進氷一駄 七月十六日進氷一駄 七月十八日進氷一駄 七月廿一日進氷一駄 七月廿三日進氷一駄 七月廿五日進氷一駄 七月廿七日進氷一駄 七月廿九日進氷一駄 八月一日進氷一駄 八月三日進氷一駄 八月五日進氷一駄 八月七日進氷一駄 八月九日進氷一駄 八月十一日進氷一駄 八月十三日進氷一駄 八月十五日進氷一駄 八月十七日進氷一駄 八月十九日進氷一駄 八月廿一日進氷一駄 八月廿三日進氷一駄 八月廿五日進氷一駄 八月廿七日進氷一駄 八月廿九日進氷一駄 八月卅一日進氷一駄

779.94.4 011 TF11

一四頁上2

・御所進米一升半 九月五日 〇

・豊国 〇

219・17・3 011 TC11

一六頁下6

〔二〇カ〕

・西宮小子□□米二升 受万呂 十二月廿二日稲虫 〇

213・26・7 011 TB11

一四頁上4

・内親王御許米半升受管入女 〇

・九月十六日豊国 〇

145・29・3 011 TD11

二〇頁下5

・觀世音寺蔵唯那等申 給遣三種物 〇

・者具受治在 四月十二日 即付帳内川瀬造 〇 300・25・3 011 TC11 \*8

一五頁上2

・山形皇子宫帳内四口女堅九口右十□□ 〇

・分米一斗三升□月廿二日秦□□ 〇

183・28・3 011 TF11

二二頁上5

馬司 上野二口 右木中米木升 受□  
甲斐四口

十一月木田 君万呂 書吏

~~284・29・2 011 TB11~~

△削除(概報二三・一〇頁下5と重複)

一五頁上3

・山方王子進穎稻米二升受余 〇

・女 七日若麻呂 〇

118・22・3 011 TE11

二二頁上2

・侍從四飯七升 六 受

・葛末呂 廿四日老

140・35・4 011 TE11

一五頁上4

・山形王子進米一升受□□□

・九月廿二日大嶋「大嶋大嶋」

(171)・(9)・2 019 TB11

二三頁上1

・輿籠持廝八人飯一斗六升 菅生□嶋 二月十九日

・「□□□料 □炭少□腫 呂半□ (線刻) 273・32・10 011 TD11  
呂半頭銀物 □雷銀巫 江大人帳」

一五頁上6

〔受カ〕

・竹野王子山寺遺雇人米二升□□□

・古万呂 十月八日□万呂家令

198・(12)・2 019 TC11

〔稲カ〕

二四頁下3

・ 鑄物所 鑄物師二人 雇人一口 四升 。

・ 右三人飯一斗二升 受口万呂 閏月十二日 山万呂 。

二七頁上4

觀世音寺藏唯

者具受治在

△削除 (二〇頁下5に接続)

二八頁下2

・ 小治田御立 二月 日廿四 三月 夕口 四月 日廿 五月 夕十九

・ 二月 日廿八 三月 日廿九 四月 夕三 五月 日廿九 六月 日廿二 七月 日廿

二八頁下3

无位出雲臣安麻呂 年廿九 山背国乙当郡 上日 日三百廿 夕百八十五

(262)・22.6 015 TC11

二九頁上3・4 (接続)

・ 「□□□」国司從五位下 鍛冶造大隅 「□□□」国司從五位下 鍛冶造大隅 「□□□」具 。

・ 「□□□」国司從五位下 「造造□□」国国司□□ (335)・38.4 019 TC11, TB11

二七頁下1

・ 耳无御田司進上 処里四斗

・ 靈龜二年十二月廿日 (182)・20.3 019 TD11

二八頁下1

・ 木上司等十一月日数進 新田部形見 日廿七夕廿一 秦廣嶋 日卅夕廿七 忍海安万呂 日卅夕廿六

・ 十一月卅日 334.30.9 011 TD11

夕四 八月 夕三

八月 夕廿四 九月 日廿九 夕廿 (460)・27.6 081 TC11

三〇頁上3

・ 志摩国嶋郡舟越里戸主嶋直津得戸口 同文師調海松六斤□□ 和銅七年四月十日

・ 「□酢」 307.30.2 033 TD11

三〇頁上4

志摩国志摩郡道後里 戸主犬甘直得万呂戸口 同君麻呂御海松廿斤 326.36.6 033 TF11

三〇頁上6

・尾張国愛知郡油口里庸米六斗

・「  卡三Y召彙中  
卡三對彙中」

142.21.2 031 TG11 \*8

三三頁上1

・葦田里俵

・一斛

112.21.5 032 TF11

三一頁下8

・丹生郡岡本里毛无

・一石

177.20.5 051 TF11

三三頁上2

・〇周防国大嶋郡務理里佐伯部波都支御調塩  
・〇三斗

221.44.6 033 TC11

三二頁上2

・丹生郡朝津里白米一石

・六人部牟良六人部千依

203.30.5 033 TG11

三三頁上7

周防国大嶋郡屋代里呂御調塩三斗

255.22.5 032 TC11

三二頁上6

・坂井郡石木部里戸主五百木部否手

・一石右殿

178.16.2 051 TH11

三三頁下1

・周防国大嶋郡屋代里日下部弟  
・麻呂御調塩三斗

218.39.5 032 FE11

三二頁上7

・朝津里俵一石

・中臣部千馬在

151.22.3 051 TF11

三三頁下4

周防国大嶋郡里

250.34.4 032 TF11

三二頁上8

・草原里秦玉須

・一石

155.24.4 051 TH11

三四頁上8

〔領鮒力〕  
宗形郡大鮒

116.27.4 032 TG11

三四頁下3

- ・中津里右大殿御物俵
- ・一斛額田部□□手

177・16・4 051 TF11

六頁上7 [指]

- ・波川御田侍奴末麻呂食□
- ・左□本 [指]

平野五

140・13・3 011 TG11 \*8

三五頁上3

賀古郡貝鮓御贄六十二烈

150・23・5 032 TD11 \*8

六頁下1

- ・木上御馬司大伴鳥九月常食
- ・請申 一日分一升 卅日分米三斗

179・35・3 011 TC11 \*7

三五頁上4

長屋親王宮鮑大贄十編

214・26・4 031 TD11

六頁下7

進上炭十四籠□□月廿三日鴨伊布賀

275・(38)・4 081 TB11, TC11

三五頁下5

「封」北宮進上 津税使

300・27・3 031 TB11

七頁上3

- ・片岡進上□三斗五升 持人 □□良女 ○
- ・○月廿七日 道守真人 ○

200・26・3 011 TB11

概報二十三

五頁下2

長屋皇宮侍 急

七頁下4

- ・伊勢税司 進交易海藻十□斤 御海藻三百村□
- ・□錢五十三文遺布六常 和銅七年□月十二日□□連大田 [五カ]

(277)・25・6 019 TB11

九月十九日付

(176)・26・2 081 TB11

八頁上6

△削除 (概報二一・七頁下4に接続)

○粟田王子進米一升受小□女十四万呂

191・11・3 011 TB11

八頁下2

膳若翁進飯五升受国末呂廿七日老。

(238)・27・3 019 TD11

一一頁上9

仏造司

(115)・15・2 019 TB11

八頁下3

・小治田若翁進米一升。

・七月卅日甥万呂。

137・24・2 011 TC11 \*8

一一頁下4

・轆轤師一人隼人二人

・廿二日古麻呂

□□

(105)・(22)・2 081 TE11

九頁上4

・政人三口米二升二合五勺 御沓敷藁刺帳内二口。

・米一升 受万呂 四月卅日古末呂 ○240・31・9 011 TD11 \*7

一三頁下2

萬下郡司進

~~(253)・(24)・8 019 TD11~~

△削除 (概報二一・一三頁上3と重複)

九頁下5

・□□□□米一升雇人一口一升右二升受。

・□□ 十月十二日 廣嶋 ○ 228・21・3 011 TF11

一四頁下4

[坂田]

□□郡下入里文首魚万呂戸俵六斗

(117)・13・3 059 TB11

一一頁上2

・○屏風持雇人一口米二升

一五頁上2

・祭祀登祭祭祀祀

・○俵運雇人四口米四升 受即 十一月十日廣嶋

[二カ]

194・20・3 011 TF11

・祭祀大洲太八洲大

226・(26)・2 081 TC11

一一頁上8

□□畫師安倍

~~(97)・27・3 081 TB11~~

△削除 (概報二一・二六頁上2と重複)



木簡出土遺構一覽

遺構番号	木簡点数	次数	年度	木簡概報
蛇行溝 SD4150	1	178	86	20
掘立柱建物 SB4205	1	"	"	"
井戸 SE4225	1	"	"	"
井戸 SE4365	1	184	87	"
井戸 SE4366	11	"	"	"
掘立柱建物 SB4430	2	"	"	"
井戸 SE4479	1	"	"	"
井戸 SE4580	1	"	"	"
井戸 SE4770	227	186北	"	"
南北溝 SD4750	約33000	193E	88	21・23・25
	約3000	193F	89	23
東二坊坊間路西側溝 SD4699	109	178	86	20
	221	193A	88	23
	131	193B	"	"
	34	198A	89	"
	16	198C	"	"
SD5021	19	198B	"	"
	141	202-13	"	"
東二坊坊間路东側溝 SD4701	7	193A	88	22
三条条間北小路北側溝 SD4361	3	"	"	"
二条大路南側溝 SD5165	1	193B	"	"
二条大路北側溝 SD5240	8	193B	89	23
	31	204	"	"
不整形土壇 SK5074	12	197	88	22
井戸 SE4655	2	186西	"	"
井戸 SE4760	2	186補	"	"
井戸 SE4815	1	186補	"	"
井戸 SE4885	2	190	"	"
井戸 SE5075	5	197	"	"
井戸 SE5135	1	195	"	"
井戸 SE5140	1	"	"	"
井戸 SE5220	4	193B	"	"
二条大路南側路肩東西溝 SD5100	400+α	193B	"	22
	400+α	197	"	"
	850+α	200	"	"
	40+α	200補	89	"
二条大路北側路肩東西溝 SD5300	約22000	198B	"	24
	約13000	204	"	"
SD5310	約500	"	"	"

○整理途中のため木簡の点数が未確定のものが多い。厳密な数字は不明ながら総数を予想しうるものは「約点」とし、今後の整理によって点数が増加する調査については、現在確認した点数に「+α」印を付けた。

○遺構の概要については、それぞれの発掘年度の『平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』を参照されたい。

○木簡概報の欄は奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』の号数を示す。

○木簡点数の確定していない次の遺構に関しては概報掲載が完了しておらず、次号以降に引き続き掲載の予定である。(SD四七五〇・SD五一〇〇・SD五三〇〇・SD五三一〇)